

## 奈良県ホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、奈良県ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (広告の基準)

第2条 要綱第4条に規定する、ホームページに掲載する広告として適当でないと県が認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見、社会問題等についての主義主張
- (4) 個人の氏名広告
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (7) 社会的批判を招くおそれがあるもの
- (8) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 健康的又は教育的な配慮が必要なもの
- (10) 青少年の健全育成という観点から、有害であると判断されるもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (12) 商品の性質上、消費による事故又は消費者とのトラブルが発生する可能性が高いと判断される等、消費者保護の観点から配慮が必要なもの
- (13) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (14) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (15) 他社の製品との比較広告
- (16) 県の指名停止措置を受けている者
- (17) 県の施策及び事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの
- (18) その他県ホームページに掲載する広告として適当でないと県が認めたもの

### (広告の種類)

第3条 要綱第5条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

### (広告の規格)

第4条 要綱第5条第1項第2号の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 別に定める
- (2) 形式 G I F (アニメーション可)・J P E G
- (3) データ容量 5 K B 以下 (1 枠)

### (広告の禁止表現)

第5条 広告の表現は、奈良県ホームページガイドライン及びユニバーサルデザインに準拠したものとし、要綱5条第1項第3号に規定する広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたるおそれのあるもの  
(例) 「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等選択が可能であるような誤解を与えるもの、「警告」「注意」等のアラートマーク等の表現 等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの  
(例) 文字色と背景色のコントラスト(明度差)が強いもの 等
- (3) 実際には機能しないもの  
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー 等
- (4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれのあるもの  
(例) 「奈良県防災情報」、「奈良県観光情報」、「奈良県文化情報」、「職員採用情報」等、県ホームページのコンテンツの一部であるかのような表現 等
- (5) その他広告の表現として適当でないと県が認めたもの

(広告の制限事項)

第6条 要綱第5条第1項第4号に規定する広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、当該各号のいずれかに反する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) イメージ等の点滅は、その間隔を原則として2秒以上とする。
- (2) 画面の反転表示及び大部分の領域の切換は、その間隔を原則として5秒以上とする。
- (3) 音楽等過度な音声は、原則禁止する。

2 県は、前項の規定による制限の他、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(広告掲載料の減額又は返還額)

第7条 要綱第17条に規定する事案が発生した月の広告掲載料の減額又は返還額は、広告を掲載できなかった日数に応じて日割計算する。なお、当該金額に1円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要領は、平成19年 7月11日から施行する。

この要領は、平成19年 9月28日から施行する。

この要領は、平成20年 2月21日から施行する。

この要領は、平成27年12月15日から施行する。

この要領は、令和元年11月20日から施行する。